

【森林経営管理制度事例報告会資料】

熊本県御船町の取り組み

地籍調査未了地域における森林経営管理制度の進め方

令和2年2月5日

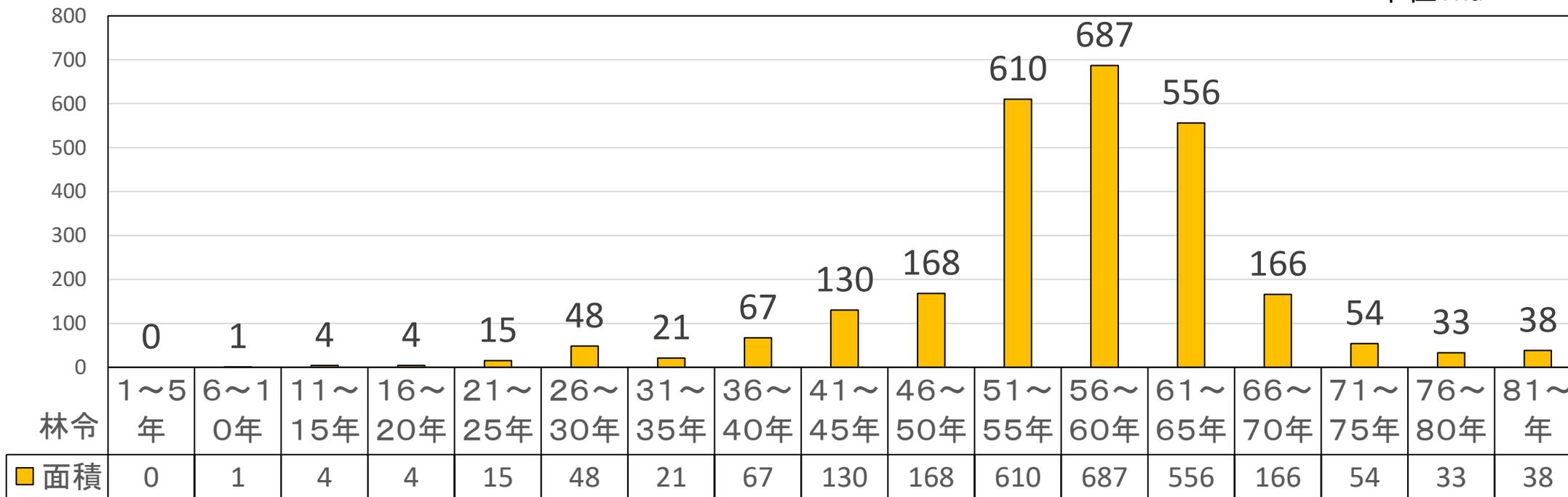
御船町の概要

- 県のほぼ中央に位置する町
- 総面積 9,903ha
- 人口16,890人(令和元年12月末)
- 森林面積 5,569ha
- うち民有林面積 5,158ha(92%)
- うち人工林面積 2,602ha(50%)
- 林業就業者 22人
- 森林管理の現状
森林組合が間伐事業を主とした森林整備



御船町民有林(人工林)令級別面積

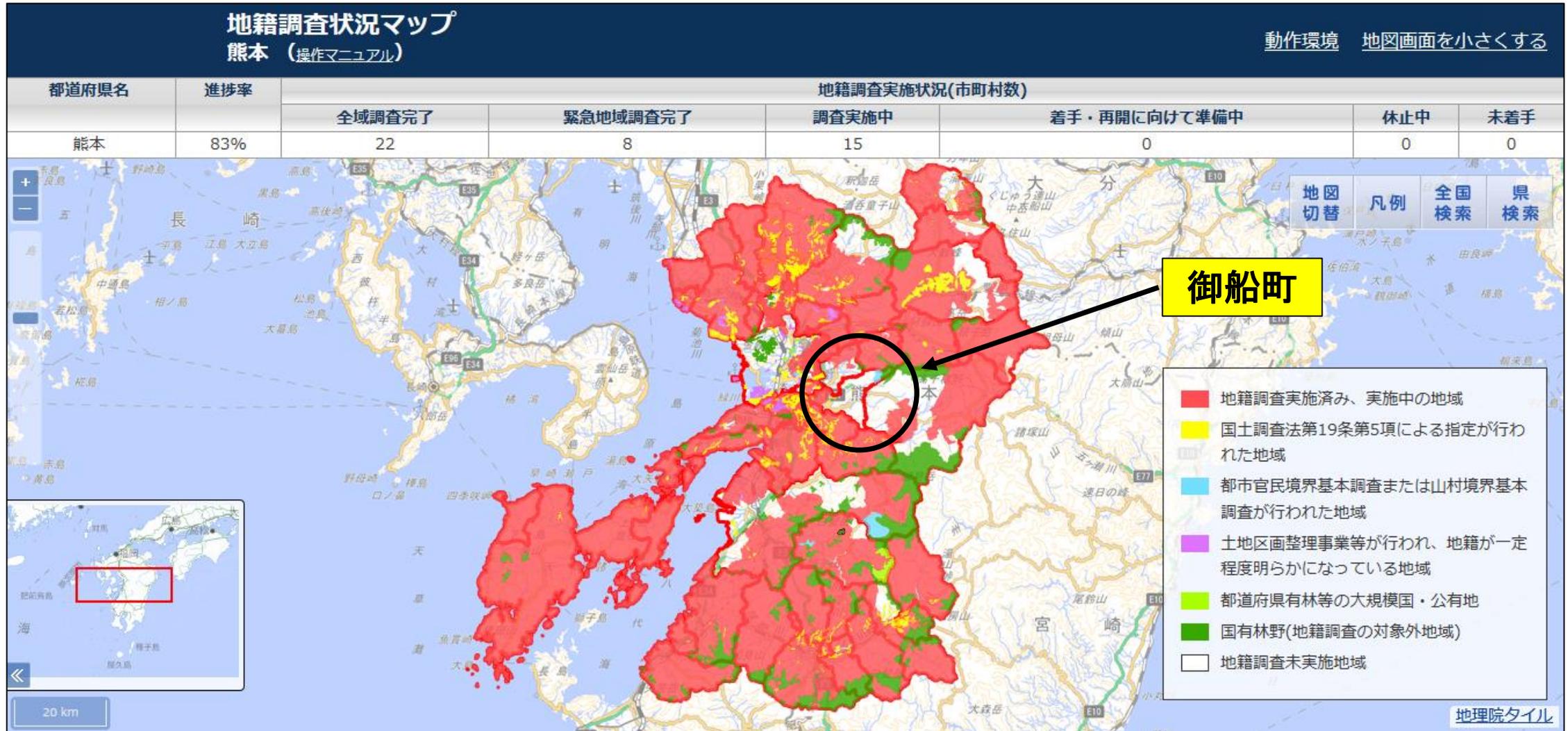
単位:ha



■ 面積

* 伐期を迎えている51年生以上の林分が2,144haで人工林の約8割以上ある。

熊本県における地籍調査状況マップ



* 熊本県進捗率83%

出典:国土交通省

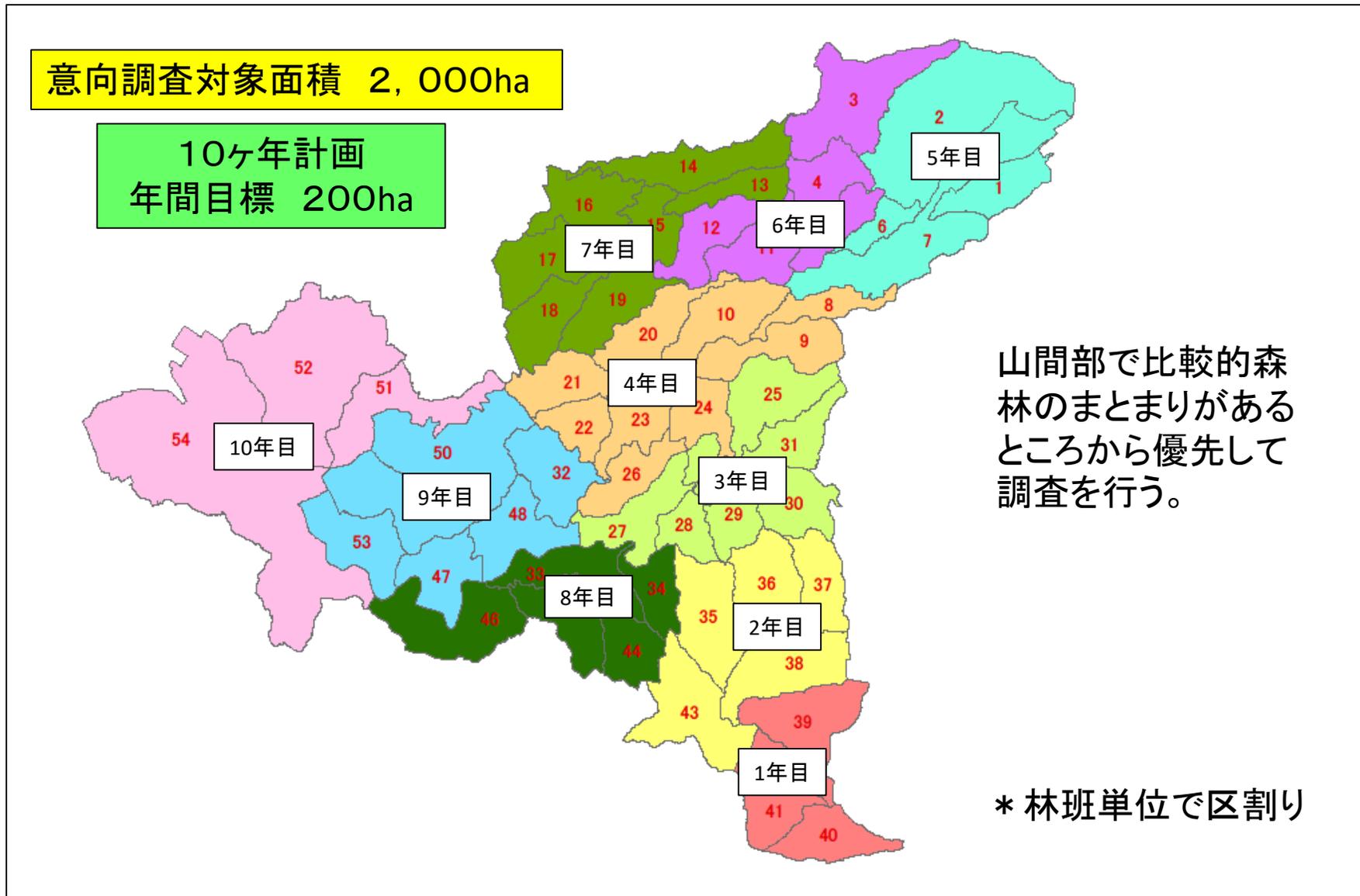
御船町の地籍調査状況マップ



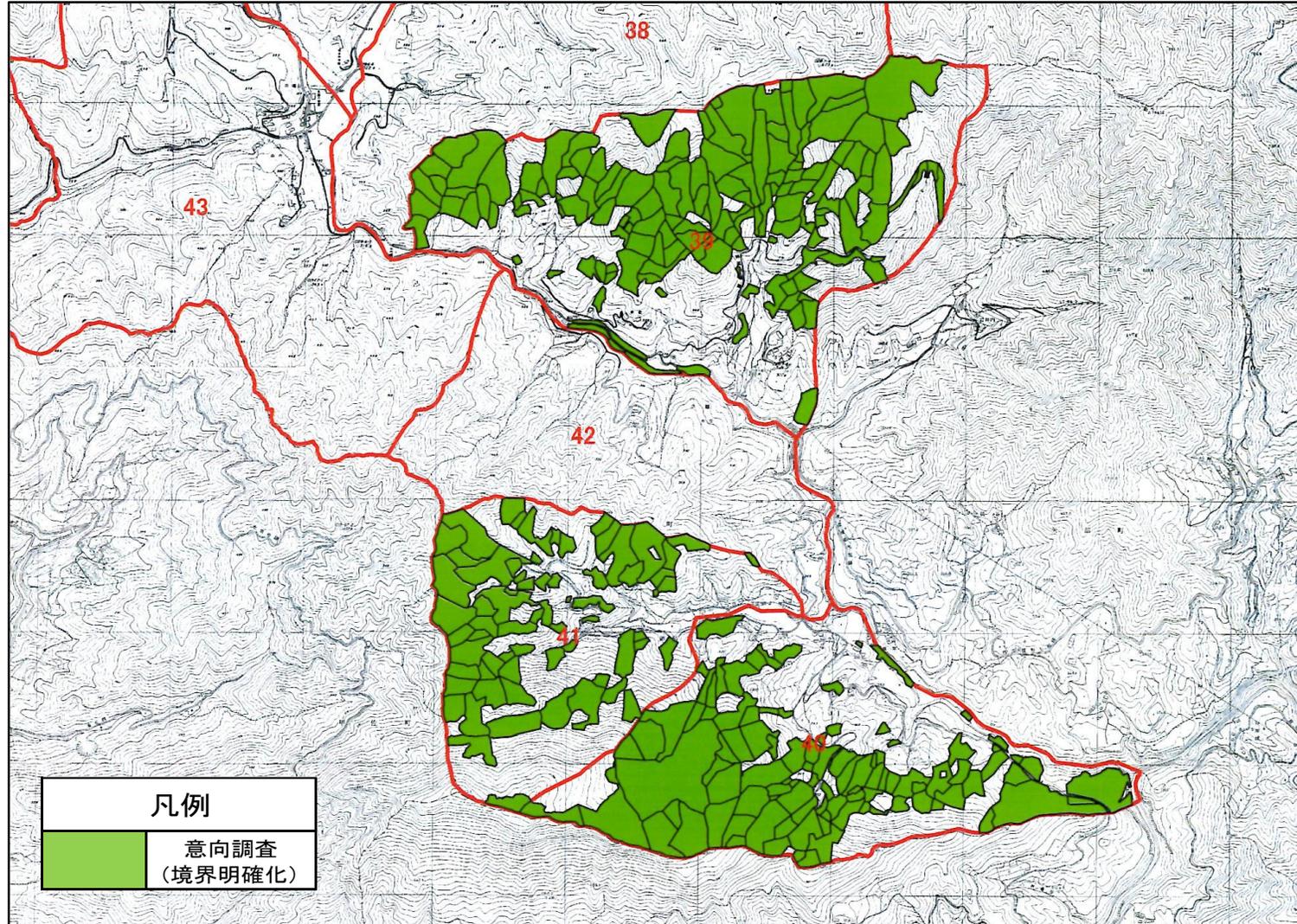
* 御船町進捗率13% 林地の進捗率は0%であり、開始時期も未定。

出典：国土交通省

御船町森林経営管理意向調査全体計画



令和元年度意向調査、境界明確化対象地(人工林)



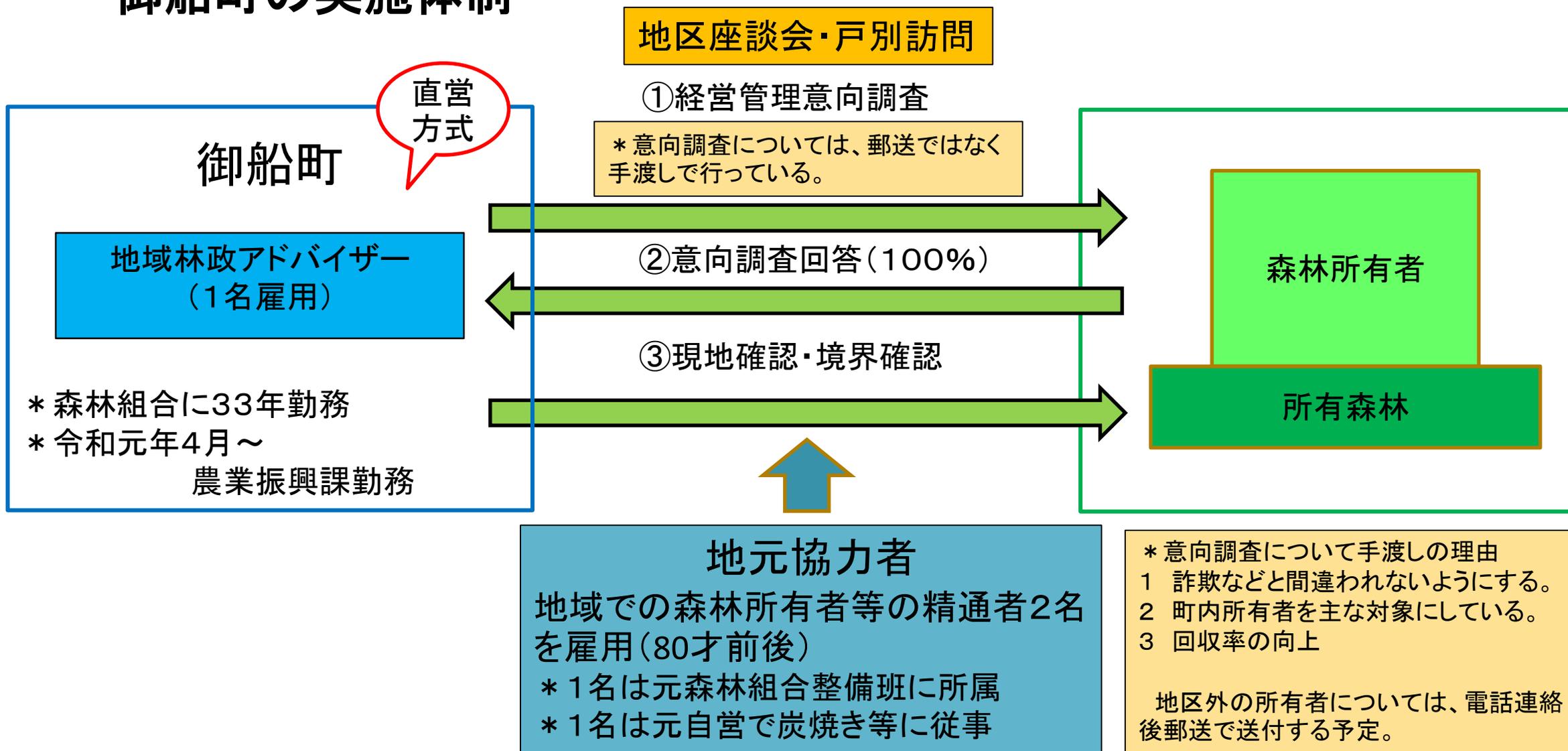
計画地	面積(ha)
意向調査(境界明確化)	204.07

* 意向調査森林を境界明確化する経緯・理由

- 1 森林所有者の高齢化・不在村化の進行により土地境界情報の把握が困難になる。
- 2 境界情報が失われてしまう前に境界の明確化を急ぐ必要があるため。
- 3 将来の地籍調査の参考にするため。



御船町の実施体制



森林経営管理制度に伴う地区説明会



令和元年5月12日 馬立地区
出席者 6/12名 50%



令和元年5月18日 五ヶ瀬地区
出席者 19/25名 76%

合計
出席者 25/37名 67%

地籍調査未了による所有界の確認についての質問抜粋

御船町水越地区では地籍調査が行われていないため、所有山林（スギ・ヒノキの人工林）について伺います。

問1 あなたの所有する山林（スギ・ヒノキの人工林）について立木の所有界はわかりますか？（土地の境界ではありません。）

あてはまる番号に○をつけてお答えください。

- ① 全ての山林（スギ・ヒノキの人工林）について、立木の所有界はわかる。（問2へ）
- ② 一部については、わかると思う。（問2へ）
- ③ まったくわからない。

③ とお答えになった方は以上で質問は終わります。

（問1で①又は②とお答えになった方）

問2 あなたの所有する山林（スギ・ヒノキの人工林）について、立木の所有界を立会いしていただくことはできますか？

- ① 現地での立会いはできる。（問3へ）
- ② 山を歩くことはできないが、遠くからはわかると思う。（問3へ）
- ③ 立ち会いはできない

（問1で①又は②とお答えになった方）

裏面に続きます。

所有山林に関する意向調査

こちらは御船町役場農業振興課です。

御船町では、現在、町内の山林（スギ・ヒノキの人工林）を適切に管理していくため、平成30年に新たに制定された「森林経営管理法」に基づいて、町内に山林を有する所有者の皆様の方々の今後の所有山林の経営や管理の意向などをお伺いし、これを踏まえて、町による経営管理権の設定などについて検討していくことにしています。

今回、水越地区の所有者の皆様を対象に、意向調査を実施することといたしました。

今後、森林経営管理法の内容や、所有されている森林の状況などについて、連絡先の確認のため、下記の住所・氏名及び連絡先のご記入をお願いします。

住 所	
氏 名	
日中連絡が取れる電話番号	

御船町水越地区では地籍調査が行われていないため、所有山林（スギ・ヒノキの人工林）について伺います。

問1 あなたの所有する山林（スギ・ヒノキの人工林）について立木の所有界はわかりますか？（土地の境界ではありません。）

あてはまる番号に○をつけてお答えください。

- ① 全ての山林（スギ・ヒノキの人工林）について、立木の所有界はわかる。（問2へ）
- ② 一部については、わかると思う。（問2へ）
- ③ まったくわからない。

③ とお答えになった方は以上で質問は終わります。

（問1で①又は②とお答えになった方）

問2 あなたの所有する山林（スギ・ヒノキの人工林）について、立木の所有界を立会いしていただくことはできますか？

- ① 現地での立会いはできる。（問3へ）
- ② 山を歩くことはできないが、遠くからはわかると思う。（問3へ）
- ③ 立ち会いはできない

（問1で①又は②とお答えになった方）

裏面に続きます。

問3 現在の所有山林の管理や手入れの状況について

あなたが所有している山林（スギ・ヒノキの人工林）について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？

- ① 日常的な管理（見回り）や整備（間伐などの施業）も自分で行っている。
- ② 日常的な管理（見回り）の一部や整備（間伐などの施業）をほかの人または団体に委託している。
- ③ 特に管理も整備もしていない。
- ④ その他（ ）

問4 あなたが所有している山林について、過去10年以内に間伐などの整備をされましたか？わかる範囲でお答えください。

- ① 整備をした（内容（わかる範囲）： （例：△年△月に間伐））
- ② 整備をしていない
- ③ わからない
- ④ その他（ ）

◎ 平成30年5月に制定された「森林経営管理法」では、所有者の方々が自ら管理することが難しい山林について、所有者の方と町が相談して今後の山林管理の方針を定めた上で、所有者の方が町に経営や管理を委託できることとする（「経営管理権」を設定する）ことができる法律です。（山林の所有権は引き続き所有者の方がお持ちします。）

経営管理権が設定された山林について、町は自ら管理するか、林業を行う事業体などに経営や管理を再委託する（「経営管理実施権」を設定する）こととなります。

お持ちの山林を町や林業を行う事業体が経営や管理を実施した結果、利益が発生する場合には、あらかじめ定められたルールにのっとり、利益の一部が所有者の方に支払われます。（利益がない場合は支払われません。）

この制度の利用をご検討の方は、次の問5で④を選択してください。

問5 お持ちの山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか？

- ① 自分で経営や管理をしていきたい。
- ② 自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。（想定している委託先： ）
- ③ 既に他者に委託しており、引き続き継続して委託したい。（今後の委託予定： ）
- ④ 町に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。
- ⑤ その他（ ）

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

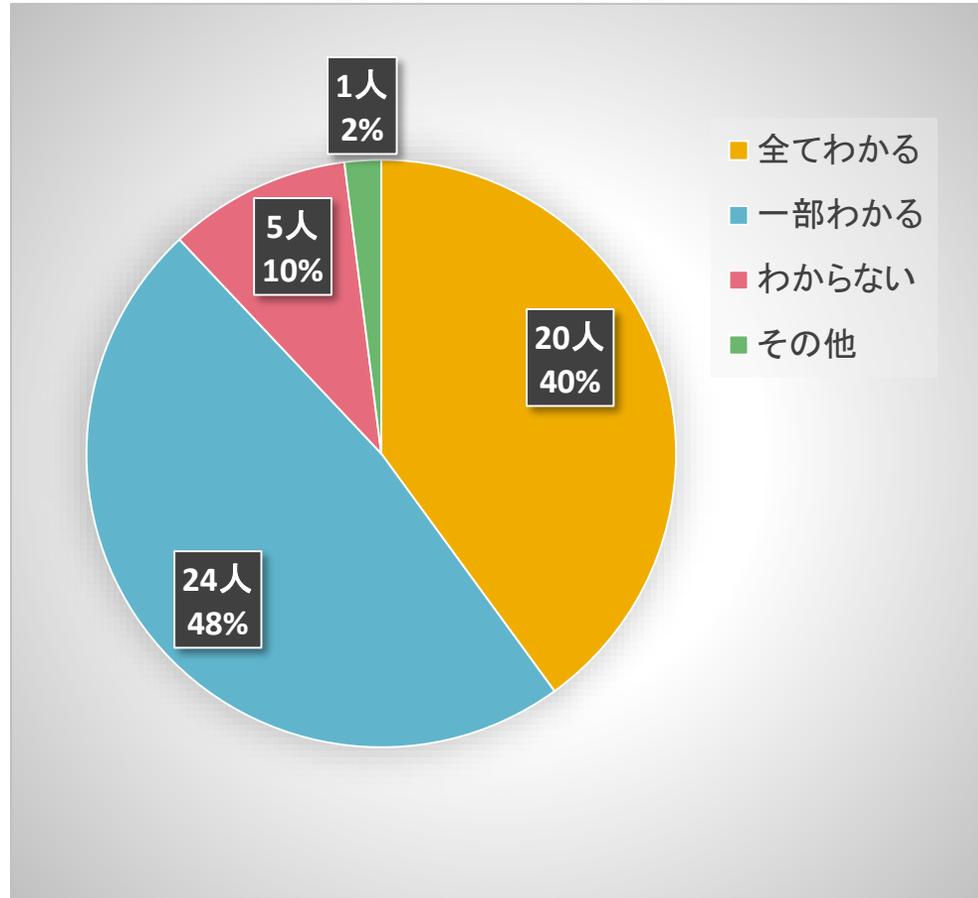
* 本調査はあくまで森林所有者の皆様を対象山林に関する経営や管理の意向をお伺いするものであり、この調査において町に経営や管理を委ねることを希望されることをもって、町が経営や管理の委託を受けることをお約束するものではありません。

説明会后手渡して意向を記入していただきすべて回収している。
また、戸別訪問による意向調査も実施し回収率の向上に努めています。

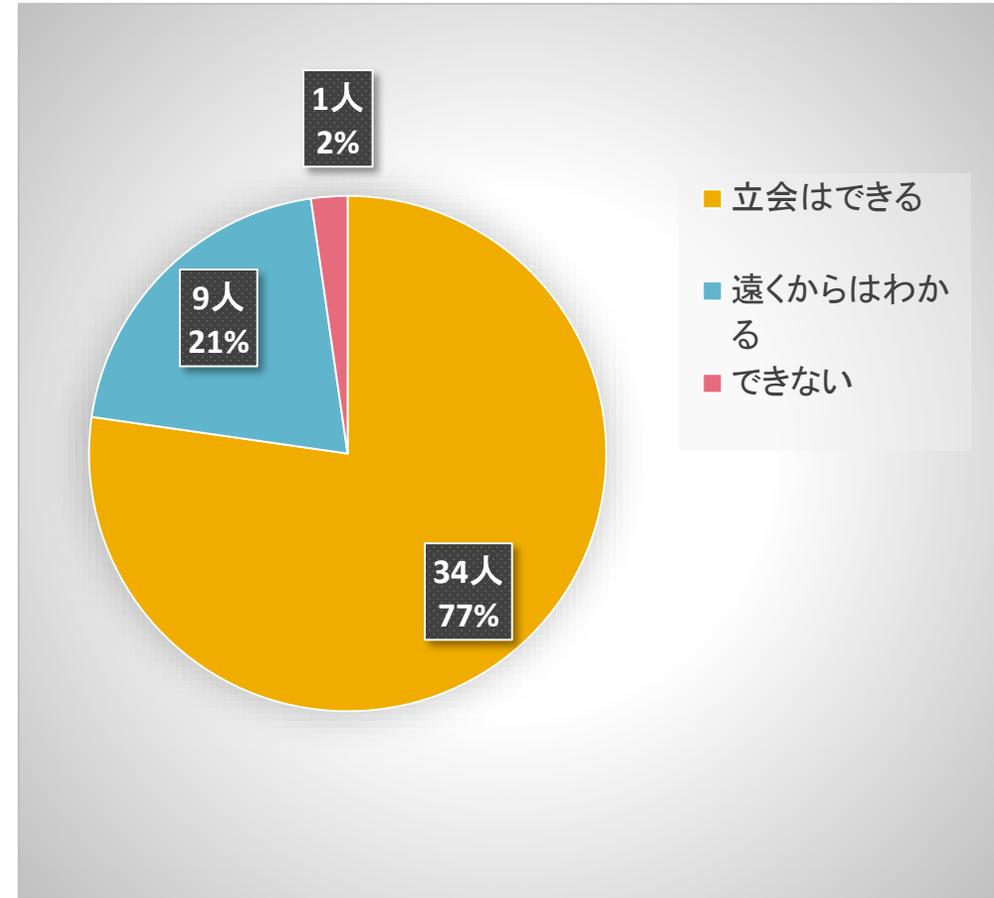
所有山林に関する意向調査結果

令和元年12月末現在

【問1】 所有界はわかりますか？



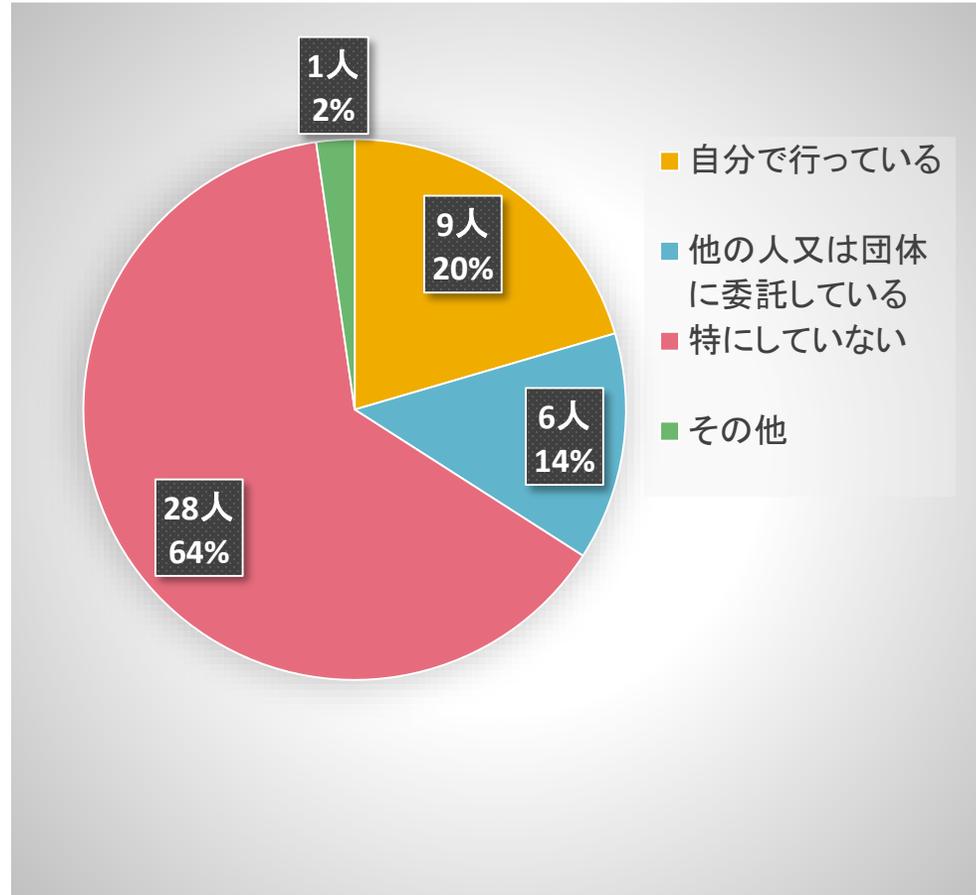
【問2】 所有界の立会はできますか？



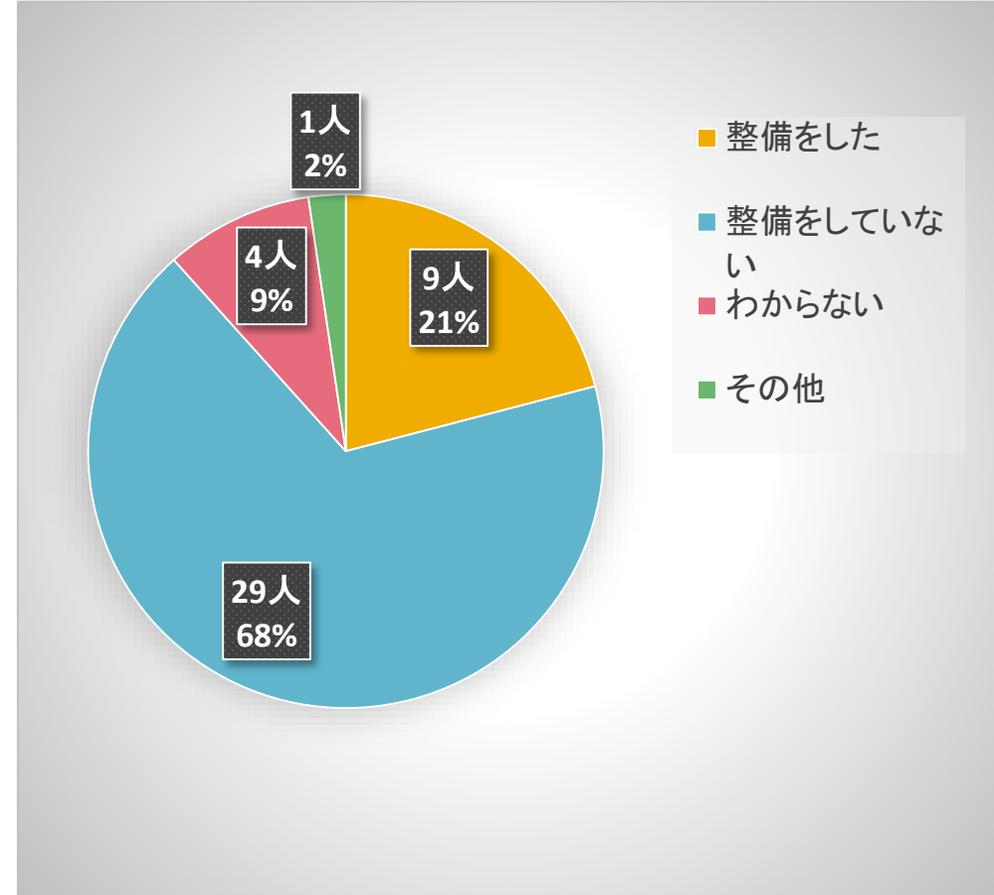
所有山林に関する意向調査結果

令和元年12月末現在

【問3】 現在の管理状況について？



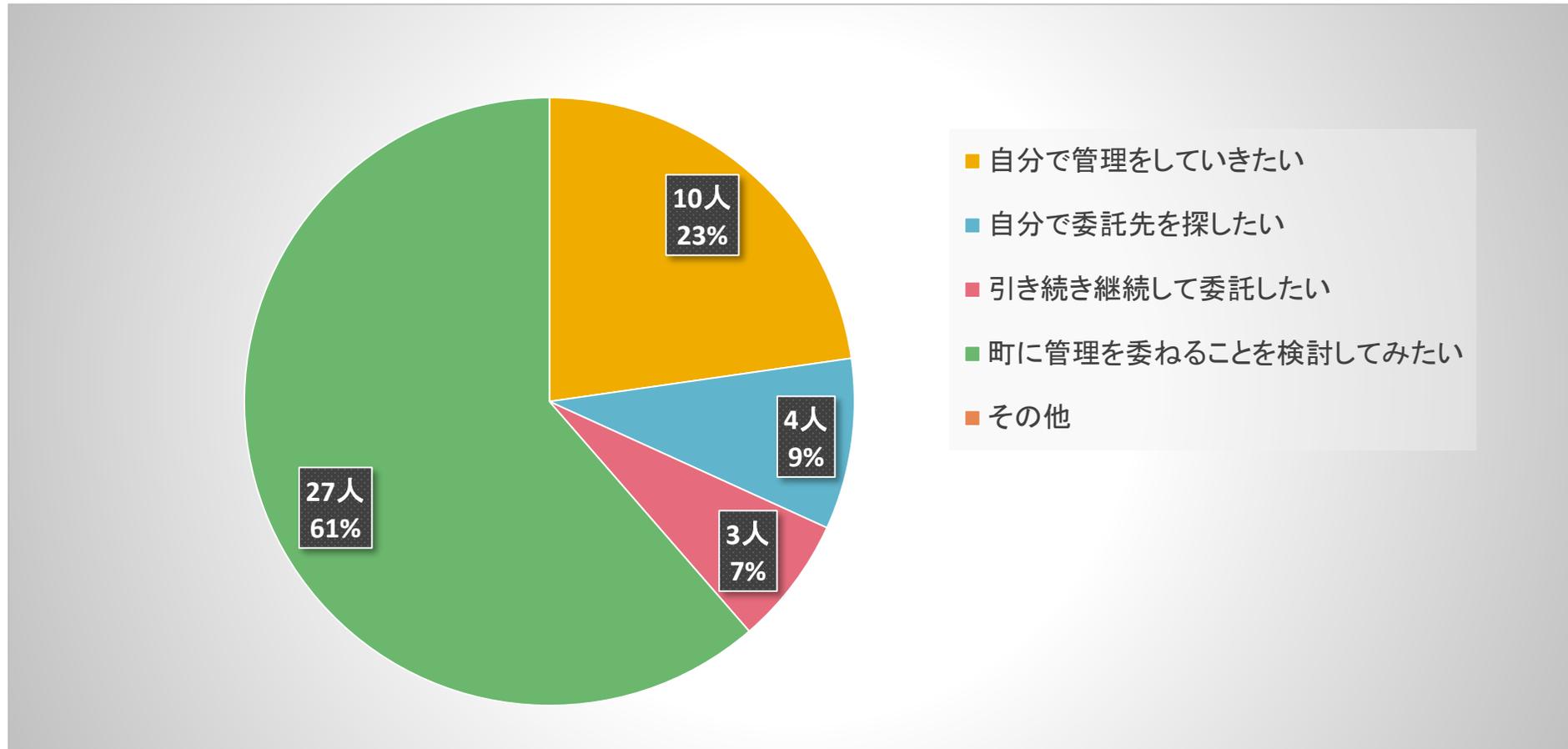
【問4】 過去10年以内に間伐等の整備をしましたか？



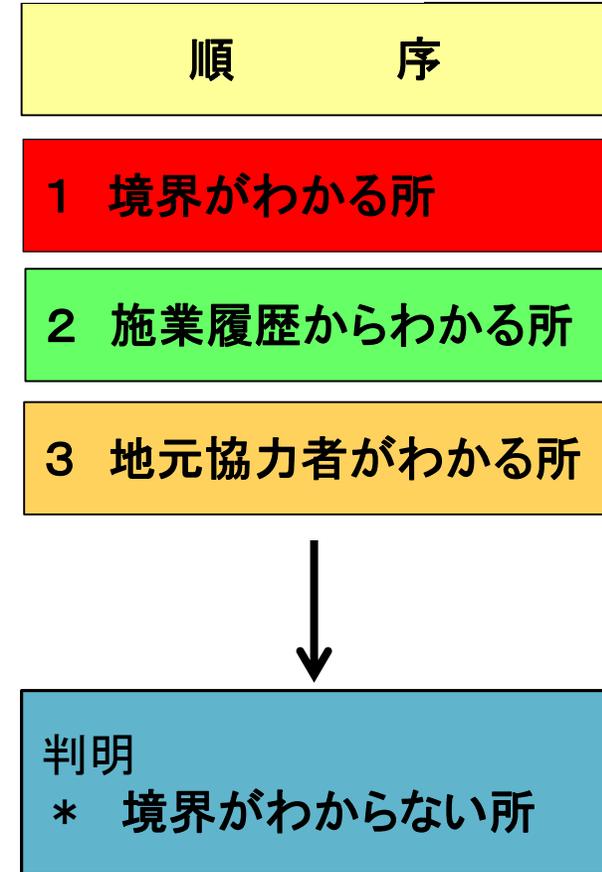
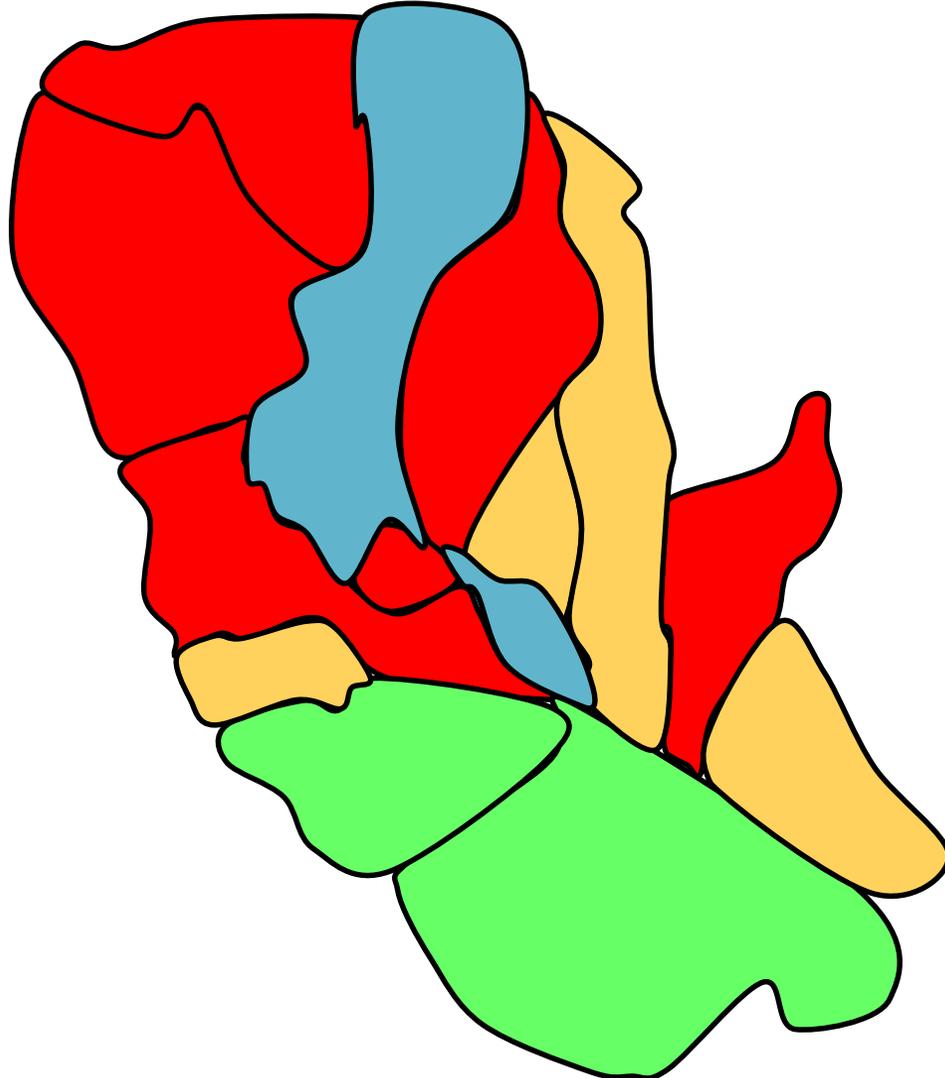
所有山林に関する意向調査結果

令和元年12月末現在

【問5】 今後の管理状況について？



基本的な現地確認・境界確認の進め方



現地確認・境界明確化作業状況

1



2



関係者立会いで境界を決める。

・ポイント
地形(谷、尾根、岩)
境界木
樹種、林令

3



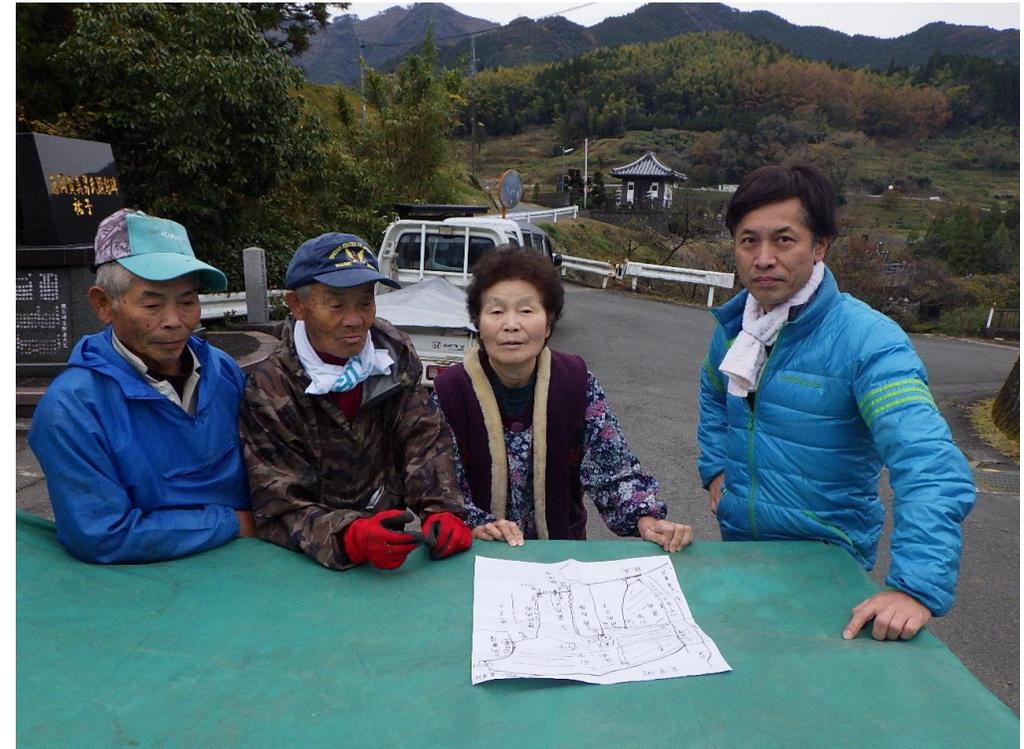
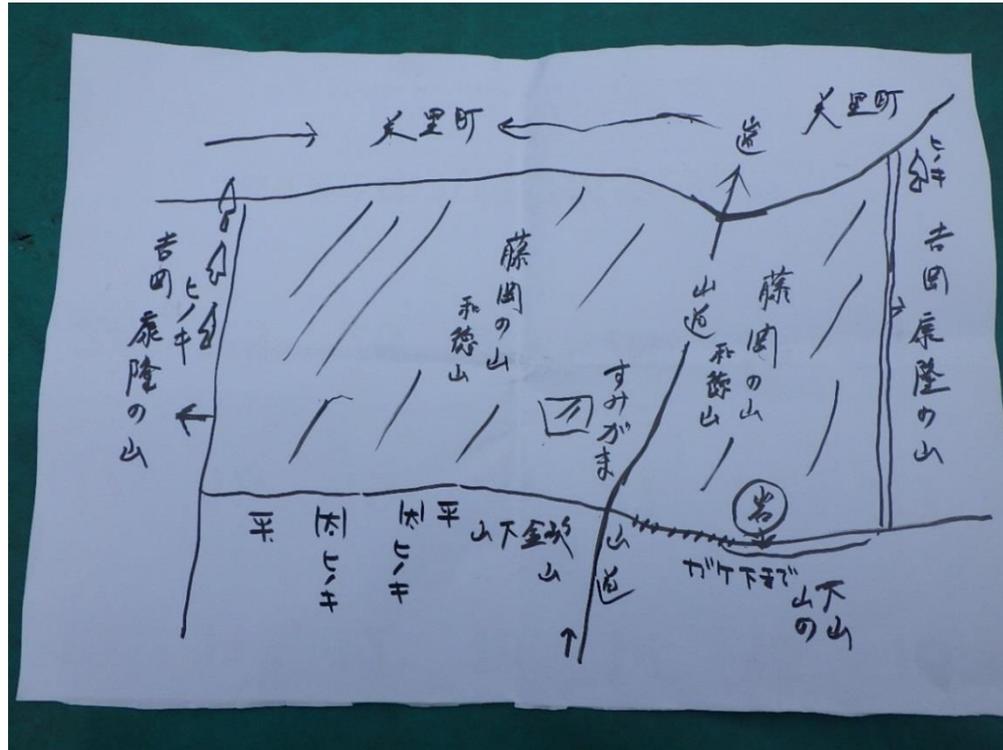
4



境界杭を打ち、GPS機器で測量を行う。

・ポイント
境界の目印となる境界杭を打つ

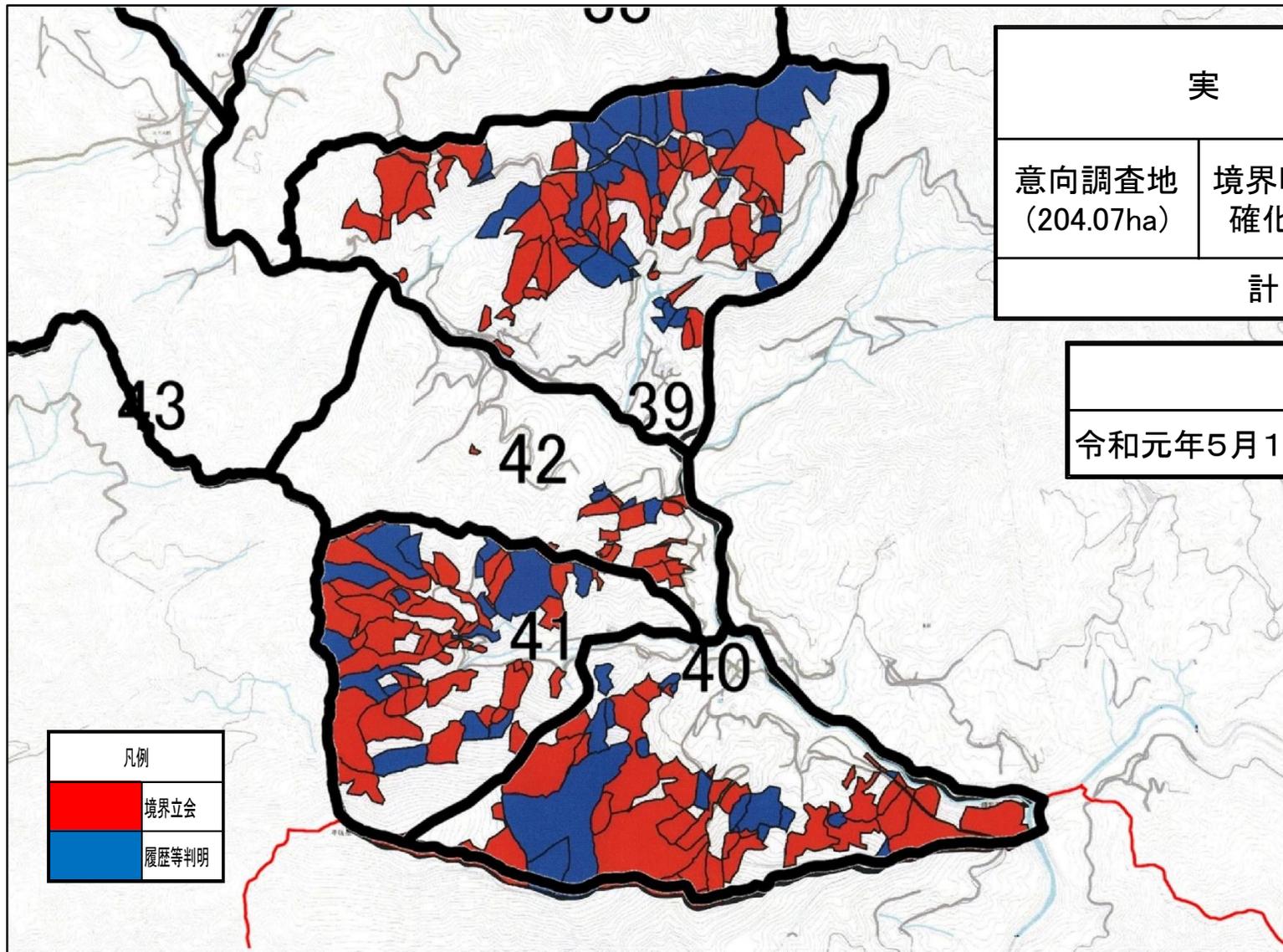
境界の立会いができない場合の対処法



現地立会いができない方の中には、略図で子供さんや地元協力者に教えていただいた後、現地の確認を行った。

令和元年度意向調査、境界明確化実績図(人工林)

令和元年12月末現在



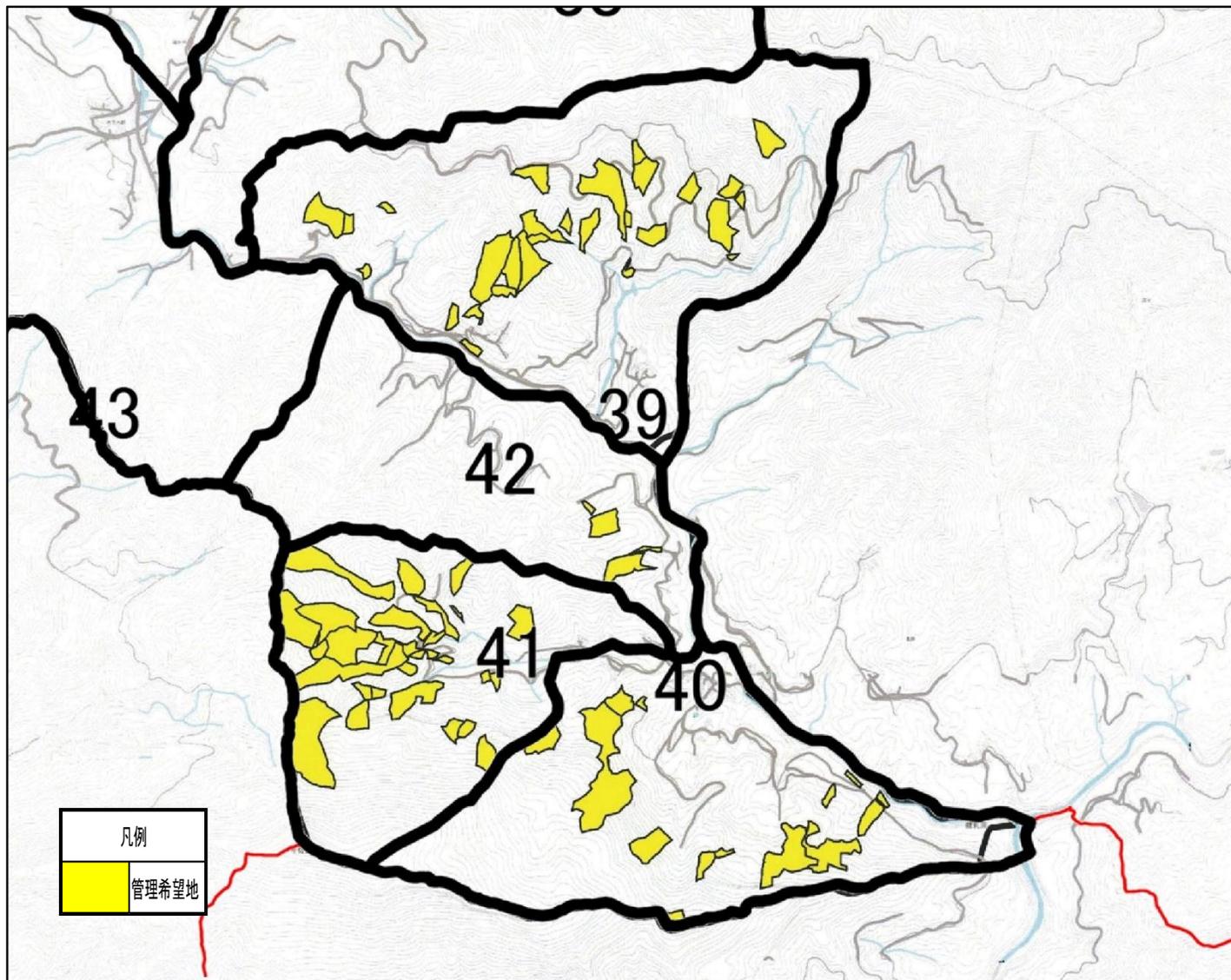
実 績			所有者数	箇所数	面積(ha)	判明率
意向調査地 (204.07ha)	境界明 確化	境界立会				
		履歴等判明	31	62	63.15	
計			73	209	188.99	93%

作業期間		実労働日数
令和元年5月15日～	令和元年12月24日	



經營管理集積計畫希望対象地

令和元年12月末現在



		所有者数	箇所数	面積 (ha)
意向調査地	町委託希望地	27	85	57.95



町内林業関係者との懇談会

1. 令和元年10月9日 町会議室

2. 参加者 14名

森林組合、林業事業体 8名

県振興局 2名

町関係 4名

3. 要望、意見

経営管理権集積計画後の再委託先として、
事業を進めることは難しいとのこと。

森林整備をする場合、林道等整備が遅れて
いるところの開設、修繕を進めてほしい。

資格取得に費用がかかるため、担い手対策
としてその費用に充ててほしい。

作業員が入らない。

林業だけでは生活が出来ない。

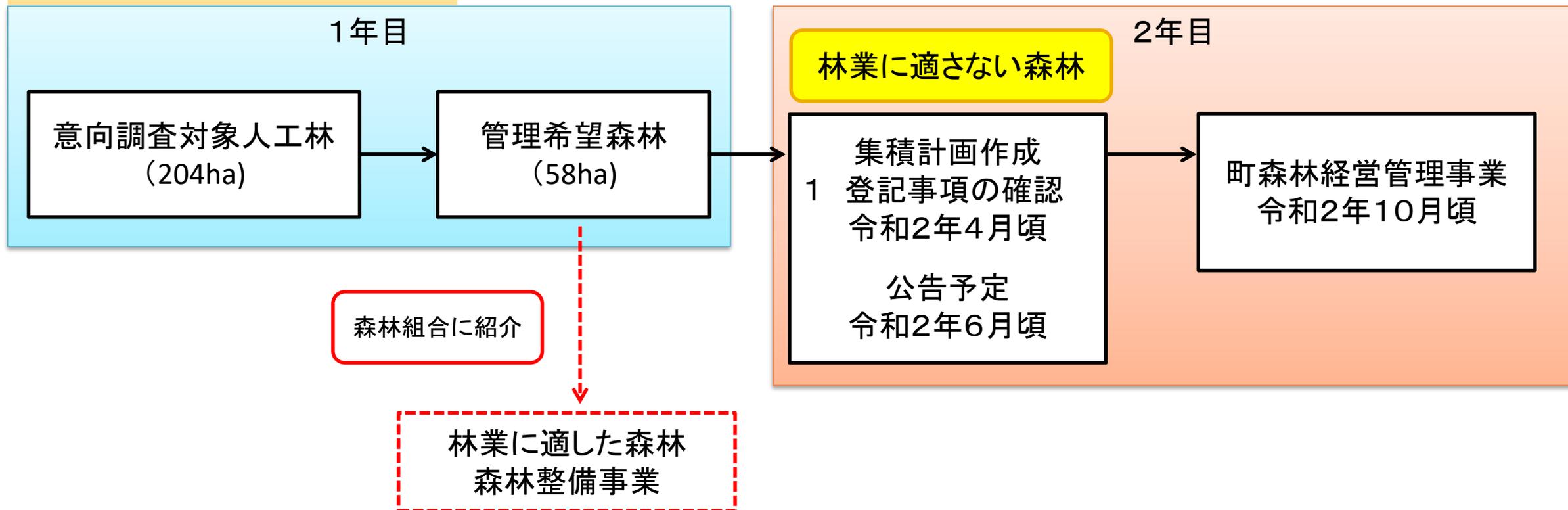
林業に対する将来の夢が見えない！

* 御船町林業活性化協議会の設置を計画



今後の予定

1 森林経営管理制度



ご清聴ありがとうございました。

